

1 業務委託と指定管理者制度

| 項目                    | 業務委託                        | 指定管理者制度   | これまで各委員から出された意見   |
|-----------------------|-----------------------------|---|---|
| 1 受託主体                | 限定はない。<br>※議員, 長についての禁止規定あり | 法人, その他の団体。<br>※法人格は必ずしも必要ではない。ただし, 個人は不可。      |   |
| 2 法的性格                | 私法上の契約関係。                   | 管理代行。<br>指定(行政処分的一种)により, 公の施設の管理権限を指定を受けたものに委任。 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・(業務委託になって) 1年か2年のことで, コロッと変わったという気持ちはしない。</li> <li>・(業務委託になって) アナログ的ですが, 今の状態は少し悪くなっているという感じです。河内事務所の河内さんや職員の方が講師に立つ講義が増えています。そういう状態が良いのかどうか。他にも有識者がいるが, 探す努力をしていないのかどうか。そういう問題があるように思う。</li> <li>・(講師の) 人選, 偏りの問題はあるかなと思います, 中身は, なかなか魅力的。</li> <li>・(公民館という施設は) 公教育の場として重要なので, 市としてものが言える立場にいるやり方のほうが良い。指定管理制度より事業委託の方が良い。</li> </ul> |
| 3 公の施設の管理権限           | 設置者たる地方公共団体が有する。            | 指定管理者が有する。<br>※「管理の基準」「業務の範囲」は, 条例で定めることが必要。    | <ul style="list-style-type: none"> <li>・管理の内容にもよりますが, 例えば清掃などは業者に委託してもいいかと思いますが, 建物すべての管理をお願いするというのはどうかと思う。(施設は) 震災とかの緊急事態の時に, 市民を助ける安全の場にもなりますので, 市が管理しておかないと市民を守れない。非常時には市民の安全の基地としてあるという意味で。普段は公教育の場として学習の場であるとともに安全の場でもあり, 私の希望は直轄ですが, 市の管理の元においてほしいです。</li> </ul>  |
| ①施設の使用許可等             | 受託者ではできない。                  | 指定管理者が行うことができる。                                 |   |
| ②管理の基準及び業務の範囲の規定方法    | 契約で定める。                     | 条例で定める。   |   |
| ③指定管理者(受託者)の決定        | 議会の議決は不要。                   | 施設ごとに, 議会の議決を経て決定。                              |   |
| ④指定管理者(受託者)に管理を行わせる期間 | 施設ごとに契約で定める。                | 施設ごとに, 議会の議決を経て決定。                              |   |
| ⑤基本的な利用条件設定           | 地方公共団体(受託者ではできない。)          | 地方公共団体(指定管理者ではできない。)<br>※条例で定めることが必要。           |   |

| 項目       | 業務委託         | 指定管理者制度                            | これまで各委員から出された意見  |
|----------|--------------|------------------------------------|--|
| 4 利用料金制度 | 採用することができない。 | 採用することができる。<br>※条例で定める範囲内で料金設定が可能。 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・(講座事業について) 人気があるか否かにかかわらず、芦屋市の独自性を出すには、一番は直営、次に業務委託がいい。他の自治体で、指定管理者や民間移管になったことで業者が主体になり、利益をあげていく点、人気を優先させてしまう点で、その自治体らしさが失われるケースがあることを懸念します。</li> <li>・(指定管理者制度を導入すると) 業務委託から指定管理者制度になって、その次が怖い。市の予算が、どんどん削られていく。予算の精査していくことは大事だが、予算を削っていったら、内容がどんどん無くなっていくのが、怖い。先程、民間の活力というお話があったが、予算が無ければ、民間は入ってくれない。今は、業者の方がいるから、まだ動いているかもしれない。直営だと、予算が削られても議員の方達が増やしてくれることもある。しかし、指定管理者制度になると、二重状況になって、言われたままになってしまい、なかなか予算を増やすのは難しい。予算が減っていくと、どんどん先細りになり、お手上げになり、業者が去ってしまったら、施設がガラガラになり、その施設も売り払うことになる。そうなる、施設も何も無くなってしまいう最悪の事態を考えてしまう。良くするためなのか、何のためなのか。実際に、他の自治体でも施設が無くなったこともあり、ちょっと怖いと思う。</li> <li>・市の予算・財政は大切です。市の唯一の教育機関として、還元できることが大事ですので、そこにはスタッフは要るし、設備、備品が潤沢にあった方が良いと思っています。市の財政もあると思いますが、指定管理者制度になって、そういう方向になってくるとすれば、私は賛成できかねます。</li> <li>・(現状を) 維持していただきたい。公民館は学校と同じく公の教育機関であり、これが指定管理になった場合、人を配置してこれだけの内容を維持してもらえるのかもらえないのか。収支が合わないと、必要なもの、例えば少子化や子育て講座などは赤字だと止めてしまえば、生涯学習の根幹にかかわってくるので、公教育を維持することができなくなるのではないかと。</li> </ul> |

「4 利用料金制度」とは、施設における利用料金収入を指定管理者が自らの収入とする制度のこと。

## 2 市民センターの業務

- ①市民センター管理運営、②市民会館文化事業（市民絵画展、市民ギャラリー、市民ステージ）、③ルナ・ホール事業（コンサート、落語会、映画祭など）

## 3 公民館の業務

- ①講演・講座・学級・教室等の開催、②芦屋川カレッジ・芦屋川カレッジ大学院、③芦屋市立公民館運営審議会等、④公民館図書室の運営、⑤常設展示事業・公民館ギャラリー、⑥公民館音楽会、⑦阪神南青い鳥・くすの木学級の開催